

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	解体業の許可（更新）	
根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号） 第60条第1項（第60条第2項）	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
審 査 基 準	別添のとおり	
標準処理期間	標準処理期間	60日
	標準処理期間を設定できない理由	

解体業許可申請にかかる審査基準

(1) 申請書類

根拠となる条項等		条項文(概略)
法律第61条第1項		解体業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。
	同 第1号	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	同 第2号	事業所の名称及び所在地
	同 第3号	法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
	同 第4号	未成年である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。)
	同 第5号	事業の用に供する施設の概要
	同 第6号	その他主務省令で定める事項(規則第55条第4項)
法律第61条第2項		誓約書
規則第55条第1項		解体業許可申請者は、様式第5による申請書に当該解体業許可申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事等に提出しなければならない。
	同 第1号	解体業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
	同 第2号	解体業許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(解体業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類
	同 第3号	事業計画書
	同 第4号	収支見積書
	同 第5号	解体業許可申請者が個人である場合においては、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
	同 第6号	解体業許可申請者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
	同 第7号	解体業許可申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
	同 第8号	解体業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
	同 第9号	解体業許可申請者に令第5条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
	同 第10号	解体業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
	同 第11号	解体業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類 イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 ロ 役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
規則第55条第2項		先行許可証
規則第55条第4項		法律第61条第1項第6号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
	同 第1号	第57条第2号イに規定する標準作業書の記載事項
	同 第2号	他に法第60条第1項若しくは第67条第1項又は廃棄物処理法第14条第1項若しくは第6項の規定による許可を受けている場合においては、当該許可に係る許可番号(許可を申請している場合においては、申請年月日)
	同 第3号	解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所に関する次に掲げる事項 イ 所在地 ロ 面積 ハ 保管量の上限

同 第4号	解体業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所
同 第5号	解体業許可申請者が個人である場合において、令第5条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所

(2) 解体業の許可の基準 (法律第62条)

法律第62条第1項第1号(施設及び申請者の能力)	
一 施設に係る基準(規則第57条第1条第1項)	
イ	使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所(以下「解体作業場」という。)以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。
ロ	解体場所以外の場所で廃油及び廃液が漏出おそれのある使用済自動車を保管する場合にあっては、当該場所がイに掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らか場合は、この限りではない。 (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。
ハ	解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油(自動車の燃料に限る。以下このハにおいて同じ。)を回収する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。 (1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置(以下「ためます等」という。)及びこれに接続している排水溝が設けられていること。
ニ	次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。 (1) 使用済自動車から廃油(自動車の燃料を除く。以下この(1)において同じ。)及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らか場合は、この限りではない。 (2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 (3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業場から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らか場合は、この限りでない。 (4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他措置が講じられる場合は、この限りでない。
ホ	解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らか場合は、この限りでない。 (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 (2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

二 解体業許可申請者の能力に係る基準(規則第57条第1条第2項)	
	<p>イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。</p> <p>(1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法</p> <p>(2) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法</p> <p>(3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法(指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。)</p> <p>(4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法(これらを設置する場合に限る。)</p> <p>(5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物(解体自動車及び指定回収物品を除く。)の処理の方法</p> <p>(6) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法</p> <p>(7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法</p> <p>(8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法</p> <p>(9) 火災予防上の措置</p>
	<p>ロ 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。</p>
法律第62条第1項第2号(欠格要件)	

(3) 立入検査

(出典:使用済自動車の再資源化等に関する法律)